



第2章 フランス

興津, 征雄

(Citation)

諸外国におけるスポーツ紛争及びその解決方法の実情に対する調査研究:5-33

(Issue Date)

2014-03

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003429>



平成 25 年度 文部科学省委託事業

スポーツ仲裁活動推進事業

報告書

諸外国におけるスポーツ紛争及び
その解決方法の実情に対する調査研究

2014 年 3 月

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

目 次

第 1 章 はじめに

第 2 章 フランス

第 3 章 ドイツ

第 4 章 ベルギー

第 5 章 スイス

第 6 章 まとめ

執筆担当者一覧（委員長を除き 50 音順、敬称略）

委員長	濱本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授	(第 1 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章)
委員	興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科准教授	(第 2 章)
委員	横溝 大	名古屋大学大学院法学研究科教授	(第 3 章)

第2章 フランス

I はじめに

フランスにおけるスポーツ紛争解決は、特にその法制度としての側面に着目すると、日本法と比較して次のような特徴を有しているといえることができる。第一に、日本の裁判実務においては、スポーツに関連する紛争の少なくない部分が「法律上の争訟」（裁判所法3条）に当たらないとして裁判所¹による司法審査の対象適格を否定されているのに対し²、フランスにおいては、多くのスポーツ紛争が原則として裁判所の管轄に属するとされていること³。第二に、裁判所の管轄に属するスポーツ紛争のうち、一定の性質を有するものは行政訴訟であると考えられ、行政裁判所の管轄に属するとされていること。

このうち、第一点は、世界的に見るとむしろ日本法が特異であるという指摘もあり⁴、現に本報告書の他の各章で指摘されるとおり、ドイツ・ベルギー・スイスのいずれにおいても、スポーツ紛争の司法審査対象性を日本法ほど厳しく制限するという考え方は採られていない。この点では、フランス法も、大きな国際的潮流の中に位置づけられるといえよう。それに対し、第二点は、特殊フランス的なモデルであると考えられる。その背景には、スポーツの競技会の開催等が公役務としての性質を有し、本来は私的な団体であるはずのスポーツ連盟が、公役務の委任を受けて公権力を行使するというフランス法独特の構成が存在している。

¹ 本章では、単に「裁判所」という場合、裁判権を行使する国家機関（国家裁判所）のみを指し、特に断らない限り国際裁判所や仲裁裁判所を含まないものとする。

² 東京地判昭和63・9・6判例タイムズ691号236頁（ゴルフ協会の正会員としての入会の適否に関する紛争が司法審査の対象にならないとされた例）、東京地判平成4・6・4判例タイムズ807号244頁（競技ダンス連盟の理事会がした会員資格停止の決議の効力の有無が司法審査の対象にならないとされた例）、東京地判平成6・8・25判例タイムズ885号264頁（自動車連盟の審査会がしたペナルティを課する決定の取消しを求める請求が法律上の争訟に該当しないとされた例）、東京地判平成22・12・1判例タイムズ1350号240頁（学生スキー連盟がした学生スキー選手権大会への出場を無期限に停止する決議等の効力の有無が司法審査の対象にならないとされた例）など。支持する学説として、道垣内正人「スポーツ仲裁をめぐる若干の論点」『仲裁とADR』3号（2008年）79-88頁、82頁。こうした裁判例において、どのような種類の紛争が、どのような理由に基づいて司法審査の対象適格を否定されているかを理論的に分析し、批判的に検討することは、学問的に興味深い研究課題であると同時に実際にも必要な作業であるが、残念ながら本章の対象ではない。ただし、「VI おわりに」で本章筆者の評価を若干述べるほか、第6章「まとめ」においてもこの問題が取り上げられている。

³ もちろん、仲裁合意などに基づいて裁判所の管轄が排除される場合は別である。

⁴ 小寺彰「国際スポーツ法」道垣内正人=早川吉尚編『スポーツ法への招待』（ミネルヴァ書房、2011年）95-113頁、111頁。

そこで、本章では、紛争解決の制度や手続の詳細に立ち入る前に、公役務としてのスポーツの担い手であるスポーツ連盟と、それを束ねる全国組織であるフランスオリンピック・スポーツ委員会(CNOSF)の法的位置づけについて、簡単に説明する(Ⅱ)。次いで、これらのスポーツ連盟およびCNOSFの内部に設けられた裁判外のスポーツ紛争解決制度について概観する(Ⅲ)。スポーツ紛争の大部分が裁判所の審判の対象になるとはいえ、実際には多くの紛争が裁判外の手続により解決されているし、またスポーツ連盟やCNOSFにおける紛争解決手続を利用することが、裁判所に出訴するための前置要件として位置づけられているからである。

訴訟による紛争解決については、行政訴訟を管轄する行政裁判権と、民刑事訴訟を管轄する司法裁判権とが、手続はもちろんのこと組織としても完全に分離されており、ある紛争が行政訴訟に該当するか否かは、ただ単にいずれの手続が適用されるかを決定するのみならず、裁判権相互の権限分配という権力分立上の意味を持つという点に注意しなければならない⁵。そこで、本章では、まずスポーツ紛争の中で行政訴訟の対象となるのがどのようなものかについて検討し(Ⅳ)、次いで民事訴訟にごく簡単に触れることにする(Ⅴ)。スポーツ紛争の中で、一定の特質を備えたものが行政訴訟であると性質決定され、民事訴訟はその残余概念として存在するので、まず行政訴訟に属するのを見た後、民事訴訟に目を移すほうが、フランスにおけるスポーツ紛争解決のイメージをよく捉えられると思われるからである。なお、本章では、刑事訴訟はそれ自体としては対象としない⁶。

Ⅱ 公役務としてのスポーツとその担い手

1 公役務としてのスポーツ

行政裁判権と司法裁判権との権限分配の基準(いかなる紛争が行政裁判所の管轄に属するか)は、19世紀以来の込み入った判例の展開があり⁷、必ずしも一義的な指標により提示

⁵ その憲法上の意義および歴史的背景については、興津征雄「越権訴訟の起源をめぐって——あるいはフランスにおける《司法》と《行政》の原像——」『日仏法学』25号(2009年)80-120頁およびミシェル・トロペール/南野森編訳『リアリズムの法解釈理論 ミシェル・トロペール論文撰』(勁草書房、2013年)139-159頁参照。

⁶ フランスでは、ドーピング防止法制においては、刑事法的手法が行政法的手法と併用されているが、それを除くと、刑事訴訟がスポーツ紛争に固有の解決手段として用いられるとは考えにくいからである。フランスにおけるドーピング防止法制については、齋藤健司=荻村慎一郎「V 行政・刑事二元モデルの検討(フランス)」平成24年度文部科学省委託事業スポーツ仲裁活動推進事業報告書『ドーピングに対する法的制裁制度に関する調査研究』(日本スポーツ仲裁機構、2013年3月)22-28頁参照。

⁷ 日本語による概説として、やや古いが、J・リヴェロ/兼子仁ほか編訳『フランス行政法』(東京大学出版会、1982年)174-187頁。

されているわけではないが、少なくとも、公権力の特権の行使としてなされた決定の取消し・変更の訴え、および公法人によって担われる行政的公役務に関する争訟が、原則として行政訴訟であり、したがって行政裁判所の管轄に属するという点については、安定した判例準則が形成されている⁸。

このような準則からすれば、国または地方公共団体の機関が、その権限に基づいて、競技団体等に対して行う決定をめぐる紛争が、要件を充たす限り、行政訴訟として行政裁判所の管轄に属することは、見易い道理であろう。ところが、フランスの場合に興味深いのは、私法上の法人である競技連盟の行う決定も、一定の性質を有するものについては、行政行為として行政裁判権に服すると解されていることである。すなわち、行政裁判権の最上級裁判所である国務院（コンセイユ・デタ Conseil d'État）は、1974年の判決において、次のように判示している。

【1】 国務院 1974年11月22日判決（フランススポーツ用品工業連合会事件）⁹

〔事案〕 フランス卓球連盟が、試合球の認証料金を値上げする決定をしたところ、原告（フランススポーツ用品工業連合会）が当該決定の取消しを求めた。

〔判旨〕 「スポーツ関係の非営利社団・リーグ・連盟および団体に関する 1945年8月

^{オールドナンス}28日の法律授權政令¹⁰第1条によれば、単一の社団・チーム・競技者・選手を全国あるいは全州の優勝者と定め、または国際試合におけるフランスもしくは州の代表を選考する目的を持ったあらゆるスポーツ競技会は、文部大臣の認可を受けなければならず、文部大臣は当該認可権限を一または複数の団体に委任することができる。スポーツ連盟に対して全国的または全州的な競技会の開催任務を委ねることにより、立法者は、当該スポーツ連盟が1901年7月1日の法律により規律される非営利社団であるにもかかわらず、これに行政的公役務の執行(exécution d'un service public administratif)を委ねたのである。したがって、当該連盟が、そのようにしてなされた委任に基づいて、関係人を拘束し、かつ、委ねられた公権力の特権の行使に当たる決定をした場合には、当該決定は行政行為の性質(caractère d'actes administratifs)を持つ。

青少年スポーツ大臣は、^{アレテ}1966年12月21日の大臣令によって、1967年12月31日を期限

⁸ Bertrand Seiller, “Les juges de l’administration,” in Pascale Gonod *et al.* (dir.), *Traité de droit administratif*, t. 2 (Dalloz, 2011), pp. 435-485, p. 468-474.

⁹ CE Sect. 22 novembre 1974, *Fédération des industries françaises d’articles de sport*, n° 89828, *Rec.* p. 576. この事件を紹介・分析するものとして、近藤昭三「スポーツと公役務——フランス行政法の一断面——」〔1983年〕『フランス行政法研究』（信山社出版、1993年）67-87頁、72-79頁、齋藤健司『フランススポーツ基本法の形成（上）』（成文堂、2007年）367-388頁。

¹⁰ この法律授權政令については、齋藤『前掲書』（注9）165-176頁参照。

として、フランス卓球連盟に対し、当該競技において1945年8月28日の法律授權政令第1条に定める競技会の認可をする権限を委任した。したがって、取消しが求められている1967年7月25日の決定は、卓球の試合球を認証する手続の条件を変更することを目的とするものであり、公役務の履行のために、公権力の特権の行使としてなされたものである。行政的性質を有する当該決定の適用範囲はフランス全土に及んでいる。本件のごとき係争は、1953年11月28日の政令第2条第3項に基づいて、^{デクレ} 国務院の一審かつ終審の管轄に属する。」（本案の判断としては、技術的な検定費用をはるかに超える認証料金を定めることは、委任された権限の範囲を超え、違法であるとして、係争決定を取消し）（強調引用者）

以上のとおり、国務院は、日本であれば行政権限の行使とは認められないであろう卓球連盟の行った決定が、行政行為に当たると性質決定し、その管轄は行政裁判権に属すると判断した（適用範囲がフランス全土に及ぶと指摘するくだりは、行政裁判権の内部で地方行政裁判所と国務院のいずれが第一審管轄を有するかを判断するためのものである）。しかし、その理論構成は決して単純ではない。要素を解きほぐして詳しく分析しよう。

判決は、まず、スポーツ連盟が「1901年7月1日の法律により規律される非営利団体である」と述べる。1901年7月1日の法律とは、フランスにおいて、大革命以来の伝統であるとされた中間団体否認原理を修正して非営利団体の設立を公認し、結社の自由を保障した法律である¹¹。したがって、この法律により規律されるということは、スポーツ連盟が私法上の団体であって、公法人ではない、ということを含意する。

ところが、判例によれば、私法上の団体であっても、それが公役務の管理を委ねられており、それに付随する公権力の特権の行使として決定を行なえば、その決定は行政行為の性質を有し、行政裁判権に服するという準則が、古くから確立していた¹²。1974年のフラ

¹¹ 簡潔な説明として、山口俊夫『概説フランス法（上）』（東京大学出版会、1978年）394-395頁。より広い文脈からの考察として、大村敦志『フランスの社交と法——〈つきあい〉と〈いきがい〉』（有斐閣、2002年）159-229頁（スポーツとのかかわりにつき、34-51頁）、高村学人『アソシアションへの自由——〈共和国〉の論理』（勁草書房、2007年）などを参照。

¹² CE Ass. 31 juillet 1942, *Monpeurt*, Rec. p. 239. 念のために付言すると、公役務という特殊フランス的な概念を捨象すれば、国・地方公共団体以外の法主体が公権力の行使を担い、その決定が行政行為（処分）として行政訴訟（抗告訴訟）の対象になるという現象は、日本法においても見られるものである。例えば、弁護士会が弁護士法に基づいて行う弁護士の登録や懲戒に関する決定は、行政処分として審査請求や取消訴訟の対象となることが明文で規定されているし（弁護士法12条4項・16条、59条・61条等）、医師会が母体保護法に基づいて行う医師の指定は判例上行政処分に当たることが前提とされている（最判昭和63・6・17判例タイムズ681号99頁〔菊田医師実子斡旋事件〕）。こうした現象に着目し、ドーピングに対する制裁金納付命令の処分権限を独立行政法人や民間法人に付与する立法論を検討するものとして、中川丈久「VII 行政法による対応の可能性」『前掲報告書』（注6）33-43頁、35-36頁参照。

ンススポーツ用品工業連合会事件判決は、この判例準則に沿って行政裁判管轄を肯定したものと見られる。

そして、この理由づけの基礎となっているのが、スポーツ競技会の開催が「行政的公役務¹³の執行」に当たるという判示である。公役務(service public)とは、「行政の存在意義(raison d'être de l'administration)」¹⁴そのものとする形容されるほどに、フランス行政法の基礎をなす重要概念であり、一言でいえば、一般利益(intérêt général) (日本流に言えば公益)¹⁵を実現し管理する作用である¹⁶。本章で、公役務の概念一般をめぐる膨大な議論の蓄積¹⁷を概観することは可能でもないし必要でもないが、ここでは、フランスにおいて、スポーツが私的な趣味や興業には解消されない、公的な性質を有するものと理解されており、その嚆矢となったのが、1974年の国務院判決だということを確認することにどめたい¹⁸。

なお、スポーツ法典(Code du sport)の劈頭の条文は、次のように規定してスポーツが公益的性質を有する旨を宣言している。

[2] スポーツ法典 L. 100-1 条¹⁹

¹³ 「行政的」という形容詞が付いているのは、公役務でありながら実体私法によって規律され行政裁判権に服さない(司法裁判権に服する)とされる商工業的公役務(service public industriel et commercial)と区別するためである。

¹⁴ René Chapus, *Droit administratif général*, tome 1, 15^e éd.(Montchrestien, 2001), p. 573 n° 742.

¹⁵ 日仏における一般利益・公益の観念については、大村敦志ほか「〔特別座談会〕憲法・行政法・民法における一般利益＝公益——第7回日仏法学共同研究集会」『ジュリスト』1353号(2008年)64-93頁が興味深い。

¹⁶ Chapus, *supra* note 14, p. 579 n° 748. 日本語では、P・ウェール=D・パイヨー／兼子仁=滝沢正訳『フランス行政法——判例行政法のモデル』(三省堂、2007年)66-71頁。

¹⁷ Cf. Norbert Foulquier, “Le service public,” in Gonod *et al.* (dir.), *supra* note 8, pp. 45-111.

¹⁸ 齋藤=荻村「前掲報告書」(注6)23-24頁。もともと1901年法による非営利団体として私的領域に位置づけられていたスポーツ団体の活動が(参照、齋藤『前掲書』(注9)18-50頁)、いかなる思考枠組みの変遷により公役務と認識されるに至ったかは、詳らかでない。第一次世界大戦の影響を受けて、軍事教育や国民の体力向上の必要性が認識され、スポーツに対する国家の介入の契機となったという事実は指摘されるが(齋藤『前掲書』(注9)92頁)、第二次世界大戦後の国務院判例は1974年判決に至るまでは「スポーツ全般について公役務性を承認することに慎重な態度をとってきた」(齋藤『前掲書』(注9)383頁)という評価もあり、歴史的には断絶があるようにも思われる。しかし、現行フランス法におけるスポーツ紛争解決の制度的枠組みの解明を課題とする本章においては、それ以上の探究を断念せざるをえない。

¹⁹ フランスの法典は、通例、法律の部(partie législative)と命令(行政立法)の部(partie réglementaire)とからなっており、前者に属する規定には条文番号にL.(loi)の符号が付され、後者に属する規定にはR.(règlement)の符号が付される。また、以下の条文において、1、2…の項番号(alinéa)は、すべて引用者が付加したものである。フランスにおける法令・判例の位置づけやその調査方法については、北村一郎「フランス法」同編『アクセスガイド外国法』(東京大学出版会、2004年)89-149頁参照。

- 1 身体活動及びスポーツ活動は、教育、文化、統合及び社会生活の重要な要素をなす。
- 2 身体活動及びスポーツ活動は、とりわけ、学校教育の失敗に対する対策、社会的・文化的な不平等の縮減、及び健康増進に寄与するものとする。
- 3 身体活動及びスポーツ活動を、万人とりわけ障害者のために推進し発展させることは、一般利益の性質を有する(sont d'intérêt général)。

以下、項を改めて、現行法におけるスポーツ連盟の位置づけを検討し、各種のスポーツ団体を統括するフランスオリンピック・スポーツ委員会(Comité national olympique et sportif français : CNOSF)についても触れる。

2 スポーツ連盟

(1) スポーツ連盟とは

以上のとおり、スポーツが公役務の性質を有するといっても、あらゆる競技団体の決定が行政行為の性質を有するというわけではない。その決定が公権力の特権の行使として行政訴訟の対象とされるのは、(公役務の)委任を受けたスポーツ連盟に限られる。そこで、まず、スポーツ連盟(fédérations sportives)がいかなる存在かについて、簡単に見ておこう²⁰。

スポーツ法典におけるスポーツ連盟に関する規定のうち、主要なものを以下に列挙しよう。

【3】 スポーツ法典 L. 100-2 条

- 1 国、地方公共団体及びその組合、非営利社団、スポーツ連盟、企業並びにそれらの社会的制度は、身体活動及びスポーツ活動の推進及び発展に寄与するものとする。
- 2 国並びにスポーツ非営利社団及びスポーツ連盟は、地方公共団体及びその組合並びに関連企業の協力を得て、スポーツの発展を高次において保証するものとする。

【4】 スポーツ法典 L. 131-1 条 (第 1 部第 3 編「スポーツ連盟及びプロフェッショナルリーグ」第 1 章「スポーツ連盟」)

- 1 スポーツ連盟は、一又は複数のスポーツ種目の実施運営を目的とする。
- 2 スポーツ連盟は、完全に独立してその活動を行う。

【5】 スポーツ法典 L. 131-2 条

²⁰ スポーツ連盟については、『諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究』(文部科学省、平成22年度)の「フランス」も参照(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1309352.htm)。

1 スポーツ連盟は、非営利社団契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律……に基づいて、非営利社団として組織される。
(後略)

【6】 スポーツ法典 L. 131-3 条

- 1 スポーツ連盟は、スポーツ非営利社団(associations sportives)を構成員とする。
- 2 スポーツ連盟は、その規約の定める条件に従って、以下の者を構成員とすることができる。
 - 一 当該スポーツ連盟が直接にライセンスを発行する自然人
 - 二 当該種目の一又は複数の実施を目的とする営利組織であって、当該スポーツ連盟がライセンスの発行を認めたもの
 - 三 当該種目の一又は複数の実施を目的としない組織であって、当該種目の一又は複数の発展に寄与するもの
 - 四 スポーツ会社(sociétés sportives)

【7】 スポーツ法典 L. 131-6 条

- 1 スポーツライセンス(licence sportive)²¹はスポーツ連盟によって、又はその名において、発行される。スポーツライセンスは、当該スポーツ連盟に関係するスポーツ活動及び、当該スポーツ連盟の規約に定められた方法に従ってその運営に参加する権利を与える。
- 2 スポーツ連盟は、規約によって、当該スポーツ連盟の構成員であるスポーツ非営利社団の構成員がスポーツライセンスを所持しなければならないことを規定することができる。

以上から知られるとおり、スポーツ連盟は、競技者、非営利社団たる競技団体、スポーツの興業を目的とする営利企業などを包括する上位団体であって、それ自体が 1901 年法に基づく非営利社団である。スポーツ連盟の主たる構成員は、個々のスポーツ非営利社団であり、しばしばクラブ(club)と呼ばれる²²。同じ種目に属する国内の複数のクラブがスポーツ連盟を結成し、各国のスポーツ連盟が国際連盟を結成するという構造になっている。

スポーツ連盟は、一定の要件を充たすとスポーツ担当大臣から認可(agrément)を受けることができ、さらに、認可を受けたスポーツ連盟(fédérations agréées)のうち一定のものに対して委任(délégation)がなされる。公権力の特権の行使が認められるのは、委任を受けたスポーツ連盟(fédérations délégataires)である。そこで、さらに項目を改めて、認可を受けたスポーツ連盟と委任を受けたスポーツ連盟のそれぞれに関する法規制を概観する。

²¹ スポーツライセンスにつき、大村『前掲書』(注11) 46-47頁。

²² プロスポーツの場合には、営利を目的とするスポーツ会社が併設される。スポーツ法典L.122-1条【12】参照。

(2) 認可を受けたスポーツ連盟

認可を受けたスポーツ連盟に係るスポーツ法典の規定は、以下のとおりである。

【8】 スポーツ法典 L. 131-8 条

- 1 スポーツ連盟が、公役務の任務の履行に参加するために、一定の必要的条項を含む規約と標準懲戒規則に適合する懲戒規則を採択した場合には、スポーツ担当大臣は、当該スポーツ連盟に対して認可を与えることができる。
- 2 規約における必要的条項と標準懲戒規則は、フランスオリンピック・スポーツ委員会の意見を聴いたうえで、国務院の議を経た政令により定めるものとする。

【9】 スポーツ法典 R. 131-3 条

- L.131-8 条に定める認可を申請するスポーツ連盟は、以下の条件を充たさなければならない。
- 一 当該スポーツ連盟の民主的運営、その管理の透明性及び女性と男性が平等に管理職に就けることを保証する条項並びに別表 I - 5 に定める義務的条項を含む規約を採択していること。
 - 二 別表 I - 6 に示す標準懲戒規則に適合する懲戒規則を採択していること。（後略）
 - 三 ドーピング対策に関して、L.232-21 条の規定に適合する特別の懲戒規則を採択していること
 - 四 3年以上の存続を証明すること。
 - 五 懲戒の実施において必要となる行政的仕組みと技術上の枠組みとが構成員に示されうることを証明すること。

【10】 スポーツ法典 L. 131-9 条

- 1 認可を受けたスポーツ連盟は、身体活動及びスポーツ活動の発展及び民主化に関する公役務の任務の実施に参加する。
- 2 当該スポーツ連盟は、L.132-1 条に基づいて設立されたプロフェッショナルリーグに対してする場合を除いて、自らに委ねられた公役務の任務の履行の全部又は一部を委任してはならない。
- 3 これに違反するあらゆる約定は無効とする。

【11】 スポーツ法典 L. 132-1 条

- 1 委任を受けたスポーツ連盟は、その会員である非営利団体およびスポーツ会社によるプロフェッショナルな性質を持つスポーツ活動の管理及び調整のために、プロフェッショナルリーグを設立することができる。

(後略)

【12】 スポーツ法典 L. 122-1 条

一のスポーツ連盟に所属するスポーツ非営利社団で、国務院の議を経た政令の定める上限を超える額の収入をもたらす有料のスポーツ行事の運営に恒常的に参加するもの、又は国務院の議を経た政令の定める額を超える報酬を得る選手を雇用するものは、当該活動の管理のために、商法典に規定する商事会社を設立することができる。

(後略)

L. 131-8 条【8】および R. 131-3 条【9】が示すとおり、スポーツ連盟に対する認可は、法定の必要的条項を含む規約と標準懲戒規則に適合する懲戒規則の採択を条件とすることにより、各スポーツ連盟のガバナンス確保を促進しようとする仕組みであるといえることができる。

なお、L. 131-8 条【8】において、スポーツ連盟の認可は「公役務の任務の履行に参加するために」行われると規定されているが、認可を受けたのみでは、その活動が公法の規律に服するとか、その決定が行政訴訟の対象になるというわけではないため、この規定の趣旨は定かではないとされる²³。

(3) 委任を受けたスポーツ連盟

認可を受けたスポーツ連盟のうちさらに一定のものは、スポーツ担当大臣より委任を受けることができる。関係規定は以下のとおりである。

【13】 スポーツ法典 L. 131-14 条

- 1 スポーツ担当大臣は、スポーツ種目ごとに、認可を受けたスポーツ連盟のうちの一つに対し、期限を定めて委任(délégation)を行うものとする。
- 2 委任の付与及び取消しの条件は、フランスオリンピック・スポーツ委員会の意見を聴いた後に、国務院の議を経た政令^{デクレ}によって定める。

【14】 スポーツ法典 L. 131-5 条

委任を受けたスポーツ連盟は、以下に掲げる事項を行う。

- 一 国際的、全国的、全州的又は全県的選手権が付与されるスポーツ競技会の開催。
- 二 派遣選手の選考

²³ Gérald Simon *et al.*, *Droit du sport* (PUF, 2012), p. 105 n° 134.

三 選手・指導者・審判員上級名簿、エスポワール選手²⁴名簿及び練習パートナー名簿の掲載の提案。

【15】 スポーツ法典 L. 131-16 条

1 委任を受けたスポーツ連盟は、以下に掲げる規程又は規則を制定する。

一 当該種目に適用される技術規程

二 当該連盟のライセンスを受けた者が参加できるすべての行事の組織運営に関する規則

三 当該連盟が運営する競技会への参加が認められるためにスポーツ非営利社団及びスポーツ会社が充たさなければならない法律上、行政上及び財政上の条件に関する規則。当該規則は、当該競技会に参加するチームにおける地域で育成された選手の最少人数に関する条項、及び各スポーツ会社又はスポーツ非営利社団が各選手に支払う報酬額の、相対的又は絶対的な、最高限度に関する条項を含むことができる。

(後略)

【16】 スポーツ法典 L. 131-17 条

1 1992年7月16日に認可を受けたスポーツ連盟を除いて、委任を受けたスポーツ連盟以外の者は、一又は複数のスポーツ種目の名称を伴って「フランス連盟」又は「全国連盟」の呼称を用いること、「フランス代表チーム」又は「フランスチャンピオン」の呼称を付与し又は付与させること、及びこれらの呼称をその規約、契約、文書又は広告上に表示することをしてはならない。

2 第1項の規定に違反してこれらの呼称を用いた法人の代表者、管理者又は支配人は、7500ユーロの罰金に処す。

【17】 スポーツ法典 L. 131-19 条

一のスポーツ種目において、委任を受けたスポーツ連盟がないときは、本節の規定及び(略)の規定に基づいて委任を受けたスポーツ連盟に付与される権限は、期限を定めて、スポーツ担当大臣の承認を受けて、フランスオリンピック・スポーツ委員会に設けられた特別委員会が行使する。

以上のとおり、委任を受けることができるのは、各競技種目において一つのスポーツ連盟のみであり、委任を受けたスポーツ連盟は、当該種目において種々の独占的権限を行使することができる。そして、現在の解釈上、その決定が公権力の特権の行使として行政訴訟の対象となるのは、委任を受けたスポーツ連盟に限られる。もっとも、委任を受けたス

²⁴ エスポワール選手とは、「高水準スポーツマンの登録要件を満たしていないが、ナショナルテクニカルディレクターが有望選手としてその能力を認めた選手のこと」（『前掲報告書』（注20））をいう。

スポーツ連盟をめぐる紛争の中にも、民事訴訟として司法裁判権に服するものもある。

3 フランスオリンピック・スポーツ委員会

フランスオリンピック・スポーツ委員会（以下「CNOSF」という）は、1894年に設立されたフランスオリンピック委員会(Comité olympique français)と、1908年に設立された国家スポーツ委員会(Comité national des sports)が合併して、1972年に設けられた組織である。国際オリンピック委員会傘下の国内オリンピック委員会としての機能と、国内のスポーツ団体を統括し代表する機関としての性格を併有する。これについても、関係規定を示しておこう。

【18】 スポーツ法典 L. 141-1 条（第 1 部第 4 編「代表及び調停組織」第 1 章「フランスオリンピック・スポーツ委員会」）

- 1 スポーツ非営利社団及びその設立したスポーツ会社、スポーツ連盟並びにそのライセンス所持者は、フランスオリンピック・スポーツ委員会により代表される。
- 2 フランスオリンピック・スポーツ委員会の規約は、國務院の議を経た政令により認証される。

【19】 スポーツ法典 L. 141-3 条

フランスオリンピック・スポーツ委員会は自らの定める憲章に規定されたスポーツ倫理規範の遵守を監視する。

【20】 スポーツ法典 L. 141-5 条

- 1 フランスオリンピック・スポーツ委員会は、国内オリンピック・エンブレムの排他権者であり、オリンピック・モットー、オリンピック賛歌、オリンピック・シンボル並びに「オリンピック競技大会」及び「オリンピアド」という用語の使用権者である。
(後略)

なお、紛争解決において重要であるのは、CNOSF が行政訴訟に前置される調停 (conciliation) および民事訴訟の対象となる紛争についての仲裁 (arbitrage) を行っていることである。これらについては、それぞれの次節で詳しく触れることにしたい。

Ⅲ スポーツ連盟内部およびCNOSFにおける紛争解決(ADR)

このように、一定の類型のスポーツ紛争が行政訴訟として行政裁判権に服するといっても、このことは、そのような紛争のすべてが裁判所で解決されるということを意味しない。各競技団体の内部には、それぞれの団体に固有の紛争解決機関・手続が設けられていることがあり、また、フランスオリンピック・スポーツ委員会(CNOSF)でも調停や仲裁が行われている。こうした裁判外の制度・手続により、訴訟に至る前に紛争が解決されることは少なくない。また、とりわけ CNOSF における調停は、行政訴訟を提起するための前置要件となっており、訴訟に至る紛争をスクリーニングする機能を有しているともいえる。

この項目では、こうした裁判外の紛争解決制度を、特に訴訟との関連に注意しつつ、概観する。以下では、法律上一定の内部手続を設けることが義務づけられている認可／委任を受けたスポーツ連盟内部の制度と、CNOSF における調停および仲裁に焦点を当てて、分析することにする。

1 スポーツ連盟内部の紛争解決制度

(1) 懲戒

スポーツ連盟が認可を受けるためには、スポーツ法典別表 I-6 に定められた標準懲戒規則に適合する懲戒規則を採択することが要件となっている(スポーツ法典 L. 131-8 条【8】、R. 131-3 条【9】)(II2(2))。この標準懲戒規則には、異議申立て(appel)に関する規定が置かれているため(14条以下)、認可を受けたスポーツ連盟においては、標準懲戒規則に適合する懲戒規則を採択することにより、異議申立てに関する手続もあわせて整備されていることになる。

手続は、第一次的に懲戒を決定する第一審懲戒機関(organe disciplinaire de première instance)と、その決定に対する異議申立て(appel)を審査する異議審査懲戒機関(organe disciplinaire d'appel)の二審制となっており、防禦権や対審原則を初めとした当事者の手続保障に配慮した規定が置かれている。

以下に関係規定を訳出する。

【21】 スポーツ法典別表 I-6 標準懲戒規則

第2条

- 1 連盟を構成する非営利社団、当該非営利社団及び連盟からライセンスを所持する構成員に対して懲戒権限を行使させるために、一又は複数の第一審懲戒機関と、一又は複数の異議審査懲戒機関を置く。
- 2 前項の懲戒機関は、それぞれ、法律上及びスポーツ倫理上の能力に基づいて選出された

少なくとも5人の委員からなる。各懲戒機関の委員の過半数は、連盟の執行部に所属しない者とする。連盟の長は、懲戒機関の委員となることができない。何人も二以上の懲戒機関の委員となることはできない。

3 懲戒機関の委員は、その者が連盟の構成員である場合を除いて、連盟との間で契約を締結することができない。

4 委員の任期は4年とする。懲戒機関の委員及び委員長は(3)が任命する。

5 委員長が欠けたとき、又は委員長が職務を執行できないことが確定したときは、懲戒機関の委員長の職務は(4)が代行する。

6 委員が職務を執行できないことが確定したときは、当該委員の残任期間について、当該委員と同じ条件において、新たな委員を任命する。

(3) 任命権限を有する連盟の機関(総会、執行部、連盟の長など)を明記すること。

(4) 最年長の委員、副委員長(その場合には副委員長を任命する機関も併せて定めること)などを明記すること。

第3条

1 第一審懲戒機関及び異議審査懲戒機関は、委員長又は委員長が委任した委員により召集される。各懲戒機関は、少なくとも3人の委員の出席がなければ、議事を行うことができない。

2 期日における事務局の職務は、委員長の推薦に基づき当該懲戒機関が任命した、当該機関に所属し又は所属しない者が担当する。

3 賛否同数の場合には、委員長が決定する。

第4条

1 懲戒機関の審議は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、職権で又は一の当事者の申立てにより、公序に反すると認めるとき又は私生活の尊重のために必要があるときは、期日の全部又は一部の間、審議室への公衆の立入りを禁止することができる。

第5条

1 懲戒機関の委員は、事件について直接又は間接に利害関係を有するときは、審議に参加することができない。

2 第一審懲戒機関の委員として審議に関与した者は、同一の事件について異議審査懲戒機関の委員として審議に関与することはできない。

第6条

1 懲戒機関の委員及び期日において事務局の職務を担当する者は、職務上知り得た事実、

文書及び情報について守秘義務を負う。

- 2 前項の規定に違反した者は、懲戒機関の委員又は聴聞期日における事務局の職務を停止される。

第7条

- 1 懲戒の請求は（5）が行う。
- 2 連盟又はその州若しくは県の支部において、（4）は、懲戒請求事件の証拠調べ（instruction）を担当する職員を1人選任する。
- 3 次に掲げる事件は証拠調べの対象とすることができない。（6）
- 4 証拠調べの担当者に選任される者は、当該事件について直接又は間接に利害関係を有する者であってはならず、証拠調べを担当した事件が配点された懲戒機関の委員として審議に関与することができない。
- 5 証拠調べの担当者に選任される者は、職務上知り得た事実、文書及び情報について守秘義務を負う。当該守秘義務に違反した者は、（7）により処分を受ける。
- 6 （略）
 - （4）第2条参照。
 - （5）懲戒請求をする権限を有する連盟の機関を明記すること。
 - （6）処分が一定の量定を下回る違反行為や、非営利団体又はライセンスを受けた構成員相互の対立による違反行為など、一定の類型の事件を限定列挙すること。
 - （7）処分を宣告する機関及び処分の内容を明記すること。

第8条

第7条第3項の規定により証拠調べを行わない事件を除き、証拠調べを担当する連盟の職員は、一件記録に含まれる証拠に基づいて、証拠調べを命じられたときから2か月以内に、報告書を作成し、当該懲戒機関に提出する。当該職員は、自らの判断で事件を終結させる権限を持たない。

第9条

- 1 懲戒請求の対象となったライセンス所持者及び、その者が未成年者である場合には親権を有する者は、（9）により、懲戒請求の原因を記した通知書を、少なくとも聴聞期日の15日前までに、受領証明付き書留郵便又はその他の受領証明ができる手段（8）により送付することにより、懲戒機関における期日に呼び出される。懲戒請求の対象となったのが法人である場合には、当該法人の規約に基づいて代表権を有する者が、同じ条件に基づき呼び出される。
- 2 懲戒請求対象者の代理人となれるのは弁護士のみである。懲戒請求対象者はその選択により一又は複数の者の補佐を受けることができる。懲戒請求対象者がフランス語を十分に

話すことができず又は理解することができない場合には、弁論を通訳することのできる者の補佐を受けることができる。

3 懲戒請求対象者又はその弁護人は、期日の前に、報告書及び一件記録のすべてを閲覧することができる。懲戒請求権者又はその弁護人は、懲戒機関の会合が開かれる少なくとも8日前にその名を通知することにより、その選択により証人を請求することができる。当該懲戒機関の委員長は、証人請求が濫用的なものであると見られるときは、当該証人請求を却下することができる。

4 第1項の通知書には、本条に規定されたような懲戒請求対象者の権利を示すものとする。
(後略)

(8) 執達吏による送達や受領書との引き換えによる手交など。

(9) 証拠調べ担当職員や当該懲戒機関の委員長など、誰が呼出しを行う権限を有するかを明記すること。

第11条

1 第7条第2項の規定に基づき証拠調べの対象とならない事件については、懲戒機関の委員長又は委員長の指名を受けた委員は、事実関係及び手続の進行を説明する。証拠調べの対象となる事件については、証拠調べを担当した連盟の職員が報告書を口頭で読み上げる。

2 懲戒機関の委員長は、有用と認められるあらゆる証人を自ら尋問することができる。尋問を行う場合には、委員長は尋問期日の前に懲戒請求対象者にその旨を告知する。

3 懲戒請求対象者及び、弁護人がいる場合には弁護人は、期日の最後に陳述の機会を与えられる。

第12条

1 懲戒機関の審議は非公開とし、懲戒請求対象者、その者の弁護人、証人及び証拠調べを担当した連盟の職員は同席できない。懲戒機関の決定には理由を付さなければならない。

2 決定書には委員長と事務局担当者が署名する。決定書は第9条第1項に定められた条件に基づき発送される郵便により直ちに通知される。

3 決定通知書には異議申立ての方法及び期間を示すものとする。

第13条

1 第一審懲戒機関は懲戒請求の登録があった時から3か月以内に決定を行わなければならない。

2 (略)

3 前2項の期間内に決定がなかったときは、第一審懲戒機関は当該事件の管轄を失い、一件記録は異議審査懲戒機関に移送される。

第 14 条

- 1 懲戒請求対象者又は (10) は、第一審懲戒機関の決定について、(11) の期間内に、異議申立てをすることができる。
 - 2 申立人たるライセンス所持者又は非営利団体の住居又は事務所が大都市圏外にあるときは、第 1 項の機関は、(12) とする。
 - 3 異議申立て権の行使は、連盟に対する金銭の支払いを条件としてはならず、連盟の機関の決定により制限されてはならない。
 - 4 第一審懲戒機関が適切に理由づけられた決定により別段の定めをしない限り、異議申立てがあった場合には懲戒決定の執行は停止する。
 - 5 申立てが懲戒対象者以外の者からなされたときは、異議審査懲戒機関は、速やかに、懲戒対象者に対し、申立てがあった旨を知らせるものとし、懲戒対象者が意見書を提出できる期間を伝えるものとする。
- (10) 異議申立て権限を有する当該連盟の機関及び／又はその代表者を明記すること。
- (11) 10 日以上 20 日以内の期間を明記すること。
- (12) 15 日以上 1 か月以内の期間を明記すること。

第 15 条

- 1 異議審査懲戒機関は終審として裁決する。
- 2 異議審査懲戒機関は第一審における一件記録及び異議審において提出された証拠に基づいて、対審原則を尊重して裁決を行う。
- 3 異議審査懲戒機関の長は報告担当官を指名し、報告担当官は事実関係を説明し手続の進行条件を明らかにした報告書を作成する。当該報告書は期日において口頭で読み上げられる。
- 4 第 9 条から第 12 条までの規定は、第 12 条第 3 項を除いて、異議審査懲戒機関における手続に適用される。

第 16 条

- 1 異議審査懲戒機関は、懲戒請求が初めに登録されてから 6 か月以内に裁決を行う。この期間内に裁決がない場合には、申立人は、フランスオリンピック・スポーツ委員会に対し、スポーツ法典 L. 141-4 条に定める調停の申請をすることができる。
- 2 異議申立てをしたのが関係人のみであった場合には、第一審懲戒機関が宣告した制裁を加重することはできない。

第 17 条

- 1 裁決の通知には、関係人がすることのできる不服申立ての方法及びその期間が教示され

なければならない。

2 異議審査懲戒機関の裁決は、スポーツ連盟公報に公表される。異議審査懲戒機関は、私生活の尊重及び医療上の秘密を侵しかねない個人情報公表情報に含めてはならない。

(2) 懲戒以外

懲戒に関する異議申立て制度は、当然のことながら懲戒以外の紛争には適用されない。懲戒以外の紛争については、各スポーツ連盟に内部的な紛争解決制度の整備を義務づけもしくは懲過する仕組みは存在しないようであるが、多くのスポーツ連盟が内部的な紛争解決制度を設けているようである²⁵。

その中でも、公表された行政規則(règlements administratifs)において紛争解決に関する詳細な定めを置くフランステニス連盟(Fédération française de tennis)を例にとると²⁶、第4編「争訟」の冒頭に置かれた前文で次のように規定している。

【22】 フランステニス連盟行政規則 第4編「争訟」前文

各類型の手續に適用される規定は、それぞれ、第1章(懲戒規程)、第2章(競技規程(Code sportif))及び第3章(その他の争訟)により定められる。

本編に規定された委員会によりなされた決定その他連盟、リーグ又は県支部のあらゆる決定に異議のあるライセンスを受けた自然人又は傘下法人は、裁判所に出訴する前に、内部的な異議申立手續を尽くしておかななければならない。

ここに示されたとおり、紛争の類型としては、懲戒、競技をめぐる争い、その他の争いに3分類され、それぞれについて手續が定められている。このうち、懲戒は、先に見たスポーツ法典上の標準懲戒規則が基礎となっている。競技をめぐる争いは、試合中の判定や競技ルールの解釈適用、トーナメント、選手権、リーグ戦等の組織運営や選手の資格に関する紛争を内容とし、第一審審判機関として、チェア・アンパイア(arbitre de chaise)、レフェリー(juge-arbitre)、トーナメント・選手権委員会、リーグ団体戦委員会、連盟団体戦委員会の5つの機関が(91条)、異議審査機関として連盟団体戦委員会、リーグ係争処理委員会、連盟係争処理委員会の3つの機関が(92条)それぞれ列挙され、複雑に管轄配分が定められている。その他の争いとしては、決定の適式性に関する争い(102条)、役職の立候補の有効性に関する争い(103条)、選挙の有効性に関する争い(104条)について、それぞれ定められている。

なお、第4編の前文は、裁判所に訴訟を提起する前に内部的な紛争解決手續を経ること

²⁵ 2014年2月20日のフランスオリンピック・スポーツ委員会への聴き取り調査による。

²⁶ フランステニス連盟の規約・規則等は、ウェブサイト(<http://www.fft.fr/fft/missions/organisation-federale>)で閲覧することができる。

を要求しているが、これは国務院の判例と一致する²⁷。すなわち、懲戒であると否とを問わず、内部的紛争解決手続を経ていることが、行政訴訟の提起のための前置要件となり、内部的手続を経ないで提起された訴えは却下される。これは、紛争によっては国家法をいきなり適用するのではなく、団体内部の規範もしくはスポーツに特有の規範を適用して解決を図ったほうが適切なもの少なくないため、連盟内部の手続を前置することにより国家法秩序とスポーツ法秩序・団体の自律との調整を図り、またそうすることで裁判所に上がってくる事件をスクリーニングする効果があると説明される²⁸。

2 CNOSFにおける紛争解決

(1) 調停

CNOSFにおける調停は、ライセンス所持者、スポーツ選手、スポーツ非営利団体およびスポーツ会社、ならびに認可を受けたスポーツ連盟の間の紛争を対象とする。当初は任意的なものであったが、現在では、行政訴訟を提起するための前置要件とされており、調停の申請をせずに提起された訴訟は却下される。仲裁とは異なり、調停はあくまでも合意による和解を目指すものなので、調停者による調停案の提示は拘束力がなく、当事者が調停案を受諾するかどうかは任意である（R. 141-23条【27】）。

関連規定は以下のとおりである。

【23】 スポーツ法典 L. 141-4 条

- 1 フランスオリンピック・スポーツ委員会は、ドーピングを理由とする紛争を除き、ライセンス所持者、スポーツ選手、スポーツ非営利団体及びスポーツ会社、並びに認可を受けたスポーツ連盟の間の紛争を調停する任務を担う。
- 2 同委員会は、調停者会議を設置し、調停者を任命するものとする。
- 3 調停者は、本条の適用により知り得たあらゆる情報を他人に漏らしてはならず、違反すれば刑法典 226-13 条に規定する罰を受ける。
- 4 本条の適用のために必要な事項は、国務院の議を経た政令により定める。

【24】 スポーツ法典 R. 141-5 条

スポーツ連盟が公権力の特権の行使として又はその規約に基づいて採択した、内部的不服申立ての対象となる決定又はならない決定から紛争が生じた場合には、委員会に対して調

²⁷ CE Sect. 13 juin 1984, *Association « Hand-ball club de Cysoing »*, n° 42454, *Rec.* p. 217; CE 3 avril 1987, *Ligue Languedoc-Roussillon de course d'orientation*, n° 80239, *Rec. tab.* p. 962.

²⁸ Simon *et al.*, *supra* note 23, p. 526-528 n° 702.

停の申立てをした後でなければ、いかなる訴えも提起することができない。

L. 141-4 条に定められたように、調停は調停者会議(*conférence des conciliateurs*)に属する調停者によって主宰される。これに関する規定は以下のとおりである。

【25】 スポーツ法典 R. 141-10 条～R. 141-14 条

R. 141-10 条

L. 141-4 条に基づいて設置される調停者会議は、スポーツ活動の組織運営に関する知識と法的能力の認められる 13 人以上 21 人以下の調停者により構成される。調停者は、オリンピック開催年ごとに、フランスオリンピック・スポーツ委員会倫理委員会の推薦に基づき、理事会が任命する。

R. 141-11 条

調停者の職務は無報酬とする。ただし、交通費と宿泊費については、調停者が証拠書類を提示して請求した場合には、フランスオリンピック・スポーツ委員会が償還する。

R. 141-12 条

調停者会議は、最年長者の発議により会合を開き、調停者の中から議長及びこれを補佐する副議長を選出する。議長及び副議長はオリンピック開催年ごとに選出される。選出は秘密投票によって行う。調停者会議は少なくとも委員の半数の出席がなければ、有効に議事を行うことができない。定足数に達しない場合には、15 日以内に再び会合を開き、その会合においては定足数の要件なしに有効に議事を行う。賛否同数の場合には、最年長者がこれを決する。

R. 141-13 条

調停者会議の議長は、R. 141-7 条に定める権限のほか、調停者の仕事を調整し、事件の配点を監視し、年次活動報告書を作成する。年次活動報告書は、調停者会議において調停者の意見を徴した後、フランスオリンピック・スポーツ委員会総会に通知される。

R. 141-14 条

調停者が L. 141-4 条に定める守秘義務に違反し、又はその他その職務と両立しえない行いがあったときは、フランスオリンピック・スポーツ委員会理事会は、倫理委員会における弁明の機会を付与した後、当該調停者の解任を宣告することができる。

調停の請求は、調停者会議の議長宛になされる (R. 141-15 条)。請求が受理されると、調停者が指名されて調停の手続が開始する。

【26】 スポーツ法典 R. 141-18 条～R. 141-21 条

R. 141-18 条

調停の請求が受理可能なものであるときは、調停者会議議長は事件の審理を担当する一又は複数の調停者を指名する。

R. 141-20 条

- 1 調停者の使命は各当事者に通知される。
- 2 各当事者は、前項の規定による通知を受領してから 3 日以内に、次に掲げる事由に該当することを証明して、調停者を忌避することができる。
 - 一 調停者が当事者の一方と親戚又は姻戚関係にあること。
 - 二 調停者と当事者の一方とが利益共通又は相反の関係にあること。
 - 三 調停者が当該係争に利害関係を有し又は関与していること。
- 3 忌避の申出は調停者会議議長又は、議長が申出の対象者である場合には、副議長が判断する。
- 4 調停者の忌避が認められた場合には、当初の指名と同じ形式により及び同じ期間内に、代替りの調停者が指名される。

R. 141-21 条

- 1 調停者は、指名を受けた後、調停の審尋期日を定め、当事者に通知する。
- 2 調停の手続は対審である。
- 3 調停者は証拠調べのためのあらゆる有用な措置、とりわけ現場検証を決めることができる。
- 4 (略)

また、調停の手続については、次のような定めがある。

【27】 スポーツ法典 R. 141-22 条～R. 141-24 条

R. 141-22 条

- 1 調停の審尋期日は、調停者が別段の定めをしない限り、フランスオリンピック・スポーツ委員会の場所で行う。
- 2 調停の審尋は非公開とする。当事者は、自ら弁論に出頭し、その選択により補佐人の補佐を受け又はこれによって代理されることができる。当事者は、その費用において、証人又は鑑定人を審尋させることができる。
- 3 調停者は弁論を主宰する。調停者はフランスオリンピック・スポーツ委員会法務部の構成員の意見を聴くことができる。

- 4 審尋においては、当事者、補佐人又は代理人は弁論の機会を与えられる。審尋において、当事者又は職権により調停者は、あらゆる新たな攻撃防御方法を摘示することができるが、その場合には、審尋の間に、又は事後的に、反対当事者に反論の機会を与えなければならない。
- 5 審尋の間に係争の全部又は一部について合意が成立したときは、調停者及び出頭した当事者が調書に署名をしてその旨を確認し、当該調書はその場で出頭した当事者に交付し、当事者は直ちに受領の証明をするものとする。
- 6 審尋において両当事者に合意が成立しない場合には、調停者は、遅滞なく、あらゆる手段によって、調停案を提示する。

R. 141-23 条

- 1 調停者が提示した調停案は、当事者により受諾されたものとみなされ、通知後直ちに適用されなければならない。ただし、当事者は調停案の通知があったときから 1 か月以内に、調停案を受諾しない旨の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、調停者及び相手方当事者に通知されなければ、効力を生じない。
- 3 前項の通知は受領証明付き書留郵便でしなければならない。

R. 141-24 条

- 1 裁判所に訴えが提起された場合には、調停者会議議長は調停案を当該裁判所に送付する。
- 2 (略)

なお、本章筆者は、2014 年 2 月 20 日に CNOSF において、調停者であるフランク・ラティ(Franck Latty)氏(パリ第 13 大学教授)と両当事者の了解を得て、また個々の事件の内容について守秘義務を負うことを約して、調停の審尋を傍聴することができた。調停者は 1 人であったが、その他に CNOSF の職員 2 人が書記および事務補助を務めていた。審尋は、ゼミ室のような部屋で行われ、調停者の主導で両当事者の言い分を聴く形で行われ、1 件あたり 30 分～1 時間程度かかっていた。競技者が当事者となっているケースでは、いずれも弁護士が代理人につき、競技者本人とともに出頭していた。

最後に、やや古い CNOSF のウェブサイト公表されている統計を紹介しておく²⁹。2009 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、CNOSF に請求された調停の件数は 240 件であり、そのうち 37 件はスポーツ法典に規定された調停事項にかかわらないとして却下された。残る 203 件中、31 件は調停の審尋の前後において両当事者の合意が成立することによって解決し、合意が成立せず調停案の提示にまで至った 172 件のうち、95 件は両当事者が調停案を受諾し、65 件は一方または両方の当事者が調停案を拒絶し、11 件は同統計公表時

²⁹ http://franceolympique.com/art/1147-statistiques_de_la_conciliation_2009.html

には未回答であった。合意による解決件数と調停案受諾による解決件数を合計すると、126件が調停限りで解決していることになり、これは請求件数の65%に当たる。調停段階では解決に至らなかった65件中、24件が訴訟に発展している。調停手続に付せられた203件の主要競技種目ごとの内訳は、サッカーが86件(42.3%)、バスケットボールが13件(6.4%)、ペタンクが8件(4%)、バレーボールが7件(3.4%)、テニスが7件(3.4%)であった。

(2) 仲裁

このように、裁判所により解決されうる紛争であっても、当事者の合意があれば仲裁に付することができる。日本においても、スポーツ仲裁は、日本スポーツ仲裁機構の活動を初めとして大いに活用されているところであるが、日本の場合には、スポーツをめぐる紛争の大部分が法律上の争訟に当たらず裁判所によって解決されないという解釈を前提に、いわば訴訟の代替物として仲裁が用いられるのに対し、フランスにおいては、司法裁判か行政裁判かはともかくとして、スポーツをめぐる紛争の大部分が国家の裁判権に服するという前提のもとで、訴訟に加えて利用できるもう一つの選択肢として仲裁が存在するという違いに注意する必要がある。そして、この後述べるとおりフランスにおいてスポーツ仲裁は必ずしも活発に用いられているとはいえないのであるが、その背景にはこうした彼我の相違が存するのである。

また、フランスのスポーツ仲裁についても一つ注意しなければならないのは、行政訴訟の対象となる事項は仲裁の対象とならない、という点である。これも、スポーツ仲裁の利用が低調であることの一因であろう。すなわち、民法典の仲裁に関する規定は次のように定めている。

【28】 民法典 2059 条・2060 条

2059 条

何人も、自らが自由に処分できる権利について、仲裁をすることができる。

2060 条

人の身分及び能力並びに離婚及び別居に関する問題、又は公共団体及び公施設法人にかかわる係争その他公序にかかわるあらゆる事項については、仲裁をすることができない。

このように、民法典 2060 条は公序に関する事項について仲裁を禁じているところ、行政訴訟に関する事項はこれに含まれると解されているので、委任を受けたスポーツ連盟が公権力の特権の行使として行う決定については、仲裁はできないということになる。したがって、IV1 で挙げた民事訴訟の対象となる事項についてのみ、仲裁が利用できる。CNOSF

のウェブサイト³⁰には、以下の紛争類型が仲裁対象の具体例として掲げられている。スポンサー契約をめぐるスポーツ連盟とスポンサー企業との紛争、テレビ再放送契約に関する紛争、プロスポーツ選手とクラブとの間の紛争、クラブ間での移籍金をめぐる紛争、その他契約をめぐる私的紛争。

仲裁は合意に基づいて行われる紛争解決の手段であるから、当事者が合意すれば任意に仲裁人を定めることができるが、スポーツ仲裁に関しては CNOSF に仲裁部 (*Chambre arbitrale du sport*) が設置されており、手続に関する規定も詳細に整備されているので、以下これを例として説明を進めよう。

CNOSF 仲裁部は、2007 年の規約改正によりその設立が定められ、仲裁部規則 (*Règlement de la Chambre arbitrale du sport*)³¹に基づいて活動を行っている。仲裁人の数は 1 人または 3 人である (規則 8 条 1 項)。仲裁人は、CNOSF 理事会が倫理委員会の推薦に基づいて作成した仲裁人名簿に登録された者の中から指名される (規則 7 条)。仲裁人名簿に登録される者の選考基準は、法的能力を有することが条件であるが、とりわけ、スポーツ紛争における経験や商事仲裁その他の仲裁領域における能力が重視されるという³²。手続は、対審原則を尊重し、衡平かつ不偏な方法で行われ、両当事者に十分に弁論の機会が与えられるように配慮される (規則 16 条)。手続および仲裁判断は一切非公開である (規則 19 条)。仲裁判断は、手続の開始から 6 か月以内に言い渡される (規則 21 条)。仲裁判断は当事者に対して法的拘束力を有する (規則 24 条)。仲裁判断については、当事者が反対の合意をしない限り裁判所に対して不服申立てをすることはできないが (民事訴訟法典 1489 条)、その場合でも仲裁判断の瑕疵を理由とする取消しの訴えを提起することはできる (民事訴訟法典 1491~1493 条)。この点においても、日本のスポーツ仲裁が仲裁法に基づく法的仲裁ではなく事実上の仲裁であって裁判所の審査を受けることはないと解されているのと異なる。

以上に加えて、CNOSF に宛てた質問状に対する回答および補足的な聞き取り調査から明らかになったいくつかの論点について、説明を加えておこう。

第一に、仲裁手続および仲裁判断が非公開とされていることについて、国際的なスポーツ仲裁を扱うスポーツ仲裁裁判所 (*Court of Arbitration for Sport*) の仲裁判断が公表されていることとの関係から、透明性に問題はないのかという質問に対しては、CNOSF 仲裁部による仲裁の対象となる紛争は、私的経済紛争という側面が強く、スポーツ仲裁裁判所のように「スポーツ共同体の名において」形成された判例法という性格を有さないため、非公開が妥当であり、また透明性に問題があるという議論も特になされていないとの回答であった。

第二に、あらかじめ CNOSF 仲裁部の管轄を受諾する仲裁条項を規約に盛り込んでいる

³⁰ <http://franceolympique.com/art/81-larbitrage.html>

³¹ http://franceolympique.com/art/343-guide_de_larbitrage.html

³² CNOSF への質問状に対する回答による。

非営利団体やスポーツ連盟はどれくらいあるのかという質問に対しては、おそらく存在しないとの回答であった。その理由としては、そのような条項を規約に盛り込むと一方当事者（特に競技者）に対して仲裁合意を強要する事実上の作用を持ちうるため、無効とされるおそれがあるためではないかということであった。フランスでは、仲裁によらなくても裁判で紛争が解決できるところ、仲裁合意はそうした裁判を受ける権利を排除する効果を持ちうるので、そのような解釈が採られるのであろう。この点は、仲裁によって初めてスポーツ紛争を解決する手段が与えられる日本とは前提がまったく異なる。

第三に、CNOSF 仲裁部の開設以来何件の事例を扱ったかという質問に対しては、わずかに 6 件（そのうち仲裁判断にまで至ったのは 4 件）との回答であった。そもそも仲裁部が設立された経緯は、同じ CNOSF における調停が ADR の手段として活発に利用されていることから、調停者会議の構成員の主導により調停の対象とならない事件についても ADR の制度を設けようとしたものであったが、まだ開設以来それほど年数が経っていないため、今後さらなる利用の増加が見込まれるとのことであった。

IV 行政訴訟

1 行政訴訟の対象

すでに述べたとおり（II 1）、スポーツ連盟は私法上の団体であるが、その決定のうち、一定の要件を充たすものは、行政行為として行政訴訟の対象となり、行政裁判権に服する。その要件は、1974 年のフランススポーツ用品工業連合会判決【1】以来の判例により、次の二つの基準に基づいて判断される³³。

- ・ 組織に関する基準：委任を受けたスポーツ連盟の行為であること。
- ・ 行為の性質に関する実質的基準：当該行為が公役務の任務の領域で、公権力の特権の行使としてなされた一方的行為であること。

以下順に述べる。

(1) 組織に関する基準

認可を受けたスポーツ連盟と委任を受けたスポーツ連盟との異同はすでに説明したとおりであり（II 2）、そのうち後者の行為のみが、行政訴訟の対象となりうる。単に認可を受けただけのスポーツ連盟の決定は、法文上「公役務の任務の履行」が謳われているにもか

³³ Marc de Monsebernard, « Sport (Contentieux de) », *Encyclopédie Dalloz – Répertoire de contentieux administratif* (Dalloz, dernière mise à jour : janv. 2014), n° 59. 以下の記述は、この論考に大きく依拠している。

かわらず（スポーツ法典 L. 131-8 条【8】）、行政訴訟の対象にはならない³⁴。したがって、単に認可を受けただけのスポーツ連盟のする懲戒決定や、ライセンスの発行（拒否）決定など、当該連盟とその構成員との争いはすべて、行政裁判権ではなく司法裁判権に服することになる³⁵。

（2）行為の性質に関する実質的基準

まず、当該行為は一方的に行われたものでなければならない。つまり、契約および契約上の行為は、公法人が介在し行政契約としての性質を備えない限り³⁶、行政訴訟の対象とはならない³⁷。

次に、当該行為は、公役務の委任に基づいて、公権力の特権の行使としてなされたものでなければならない。つまり、委任を受けたスポーツ連盟が独占権を認められた競技に関して、関係人を一方的に拘束する決定でなければならない³⁸。具体的には、次のような行為がそれに当たるとされる。

（a）スポーツ連盟による規則制定行為（*décisions réglementaires*）³⁹ 例えば、外国団体による競技会開催に際しての使用料の徴収規定⁴⁰、サッカーのフランスカップ開催地決定に際しての「ブルー・カード」制の導入⁴¹、競技場や競技設備に関する規定⁴²、ラジオ中継権を特定のラジオ局に制限する規定⁴³など、競技会の組織運営に関する規則制定行為は行政訴訟の対象となる。また、選手やチームの階級分け（2部制を採っているときの1部・2部の振

³⁴ CE 19 décembre 1988, *Mme Pascau*, n° 79962, *Rec.* p. 459（フランスアエロビクス・ストレッチング連盟のした懲戒決定が争われた例）。

³⁵ CE 28 avril 1993, *Association Cannes Échec c/ Fédération française des échecs*, n° 107742, *Rec. tab.* p. 1054（フランスチェス連盟係争処理委員会のした決定が争われた例）。

³⁶ フランスでは、契約一般が行政裁判権の対象から外れるのではなく、公法人によって締結され一定の特徴を備えた行政契約をめぐる争いは、行政裁判権に服する。参照、リヴェロ『前掲書』（注7）122-127頁、ウェール=プイヨー『前掲書』（注16）53-55頁。

³⁷ TC 20 octobre 1997, *Association Paris Racing I*, n° 3074, *Rec.* p. 539（プロサッカー章典(*Charte du football professionnel*)は全国労働協約(*convention collective nationale*)であるとし、それに基づいてなされた選手の移籍補償金に関する決定は司法裁判権に服するとされた）

³⁸ 国務院は、委任を受けたスポーツ連盟の独占的権限と、公権力の特権の行使とを結びつけて理解している。CE 19 décembre 1988, *Mme Pascau*, *supra* note 34.

³⁹ フランスでは、日本と異なり、法規命令の制定行為等の一般的行為も行政訴訟（越権訴訟）の対象となる。参照、リヴェロ『前掲書』（注7）122-127頁、ウェール=プイヨー『前掲書』（注16）53-55頁。

⁴⁰ CE 19 décembre 1984, *Automobile club de Monaco*, n° 63795, *Rec.* p. 426.

⁴¹ CE 11 décembre 1998, *Football club d'Istres ville nouvelle*, n° 181591.

⁴² CE 18 janvier 1993, *Paris-Loisirs-Bowling*, n° 129958, *Rec.* p. 1054.

⁴³ CE (réf.) 18 mars 2002, *GIE Sport libre*, n° 244081, *Rec.* p. 106.

り分けなど)の基準を定める規定⁴⁴や、選手の競技会への出場資格を定める規定⁴⁵、選手の選考基準を定める規定⁴⁶、選手の移籍条件を定める規定⁴⁷、審判員の年齢制限を定める規定⁴⁸なども同様である。

(b)懲戒決定(*sanctions disciplinaires*) 選手やチームに対する懲戒は、競技団体の内部秩序の維持という観点からなされるものであるが、委任を受けたスポーツ連盟は競技会の開催権限等を独占しており、当該連盟の内部における身分が同時に競技会の開催資格等にもつながりうるため、委任を受けたスポーツ連盟が行う懲戒決定は行政行為として行政訴訟の対象になるとされており、判例も一貫してこれを認めている⁴⁹。ただし、それ以外の競技団体(認可を受けたスポーツ連盟やその傘下のスポーツ非営利団体など)が行う懲戒決定は、そのような性格を持たないため、行政訴訟の対象にはならない。

(c)競技会への出場に関する決定 例えば、委任を受けたスポーツ連盟によるスポーツライセンスの発行は競技会への出場資格と結びつくため行政行為であり、それをめぐる争いは行政訴訟となる⁵⁰。選手選考に関する決定も同様である⁵¹。試合結果の認証⁵²や、規則違反に対する制裁として敗戦試合を宣告する決定⁵³も行政裁判権に服する。

以上とは異なり、スポーツ連盟が1901年法に基づく非営利団体として自らの規約(*statut*)を採択する行為は、公役務の委任とは関係のない私法上の行為であり、行政訴訟の対象とはならない⁵⁴。また、公役務の委任に基づいて開催される競技会ではなく、商業的イベントに関する争いも、行政訴訟の対象にはならない⁵⁵。これらの争いは、司法裁判権に服することになる。

2 補論：ドーピング紛争

ドーピング規制違反に対して課される行政制裁については、以上とは異なる取扱いがなされるので、ここで簡単にまとめておく。

⁴⁴ CE Sect. 15 mai 1991, *Association « Girondins de Bordeaux Football Club »*, n° 124067, *Rec. p.* 179.

⁴⁵ CE 2 juillet 1999, *Figeac Athlétisme Club*, n° 199143, *Rec. tab. p.* 591.

⁴⁶ CE Ass. 23 juin 1989, *Bunoz*, n° 101894, *Rec. p.* 144.

⁴⁷ CE 14 mai 1990, *Lille Université Club*, n° 94917, *Rec. tab. p.* 1007.

⁴⁸ CE 1^{er} juillet 2011, *Ligue d'auvergne de football*, n° 340209.

⁴⁹ de Monsembernard, *supra* note 33, n°s 73-77.

⁵⁰ CE 31 mai 1989, *Union sportive de Vandoeuvre*, n° 99901, *Rec. p.* 136; CE 29 juillet 1994, *Eydelie*, n° 155104, *Rec. tab. p.* 861 & 1206.

⁵¹ CE 22 février 1991, *Miles Bensimon, Guyot et Kamoun*, n° 102775, *Rec. p.* 61.

⁵² CE Sect. 25 juin 2001, *Société à objet sportif « Toulouse Football Club »*, n° 234363, *Rec. p.* 281. この判決につき、詳しくは、興津征雄『違法是正と判決効——行政訴訟の機能と構造』(弘文堂、2010年)156-158頁参照。

⁵³ CE 29 juillet 1994, *Étoile sportive Aiglons Briviste*, n° 115642, *Rec. tab. p.* 773.

⁵⁴ de Monsembernard, *supra* note 33, n°s 81.

⁵⁵ de Monsembernard, *supra* note 33, n°s 88.

フランスにおいては、ドーピング対策法制は刑事法的規制と行政法的規制が併存していると指摘されるが⁵⁶、このうち行政法的規制において、ドーピング規制違反を犯した競技者に対して制裁を課す権限を有する機関は二つあり、一つは認可を受けたスポーツ連盟であり、もう一つはフランスドーピング対策機構 (Agence française de lutte contre le dopage: AFLD) である。すなわち、認可を受けたスポーツ連盟からライセンスを受けてこれに所属する競技者に対しては、当該スポーツ連盟が第一次的な制裁権限を持ち (スポーツ法典 L. 232-21 条)、それ以外の競技者に対しては、AFLD が直接制裁を行う権限を有する (スポーツ法典 L. 232-22 条 1 項 1 号)。前者の類型についても、当該スポーツ連盟が法定の期間内に制裁を行わない場合には、AFLD は期間の経過とともに職権で制裁を行うことができる (同条 2 項)。また、認可を受けたスポーツ連盟が制裁を行った場合には、AFLD は職権でそれを変更する権限を有し (同条 3 項)、また他の連盟に所属する競技者の活動に制裁を拡張することができる (同条 4 項)。

ドーピング規制違反に対してなされる制裁決定のうち、AFLD が行うものは、国務院における全面審判訴訟 (行政決定の取消しのみならず変更まで認められる訴訟) の対象となる旨、明文で規定されている (スポーツ法典 L. 232-24 条)。スポーツ連盟の行う制裁決定については、明文の規定を欠くが、原則通り、委任を受けたスポーツ連盟のする決定は行政訴訟として行政裁判権に服し、単に認可を受けたのみのスポーツ連盟の決定は、司法裁判権に服すると解釈されている⁵⁷。したがって、ドーピング紛争は、いかなる機関が決定を行なうかによって、行政裁判権と司法裁判権とに管轄が分有されることになる。

V 民事訴訟

スポーツ紛争で法的性質を有するもののうち、行政訴訟の対象にならないものは、民事訴訟の対象であって司法裁判権に服すると考えてよい⁵⁸。

すなわち、スポーツ非営利団体およびスポーツ連盟は 1901 年法に基づく私法上の法人であるから、その組織運営に関する紛争は民事訴訟である。委任を受けたスポーツ連盟の行う行為であっても、公役務の任務にかかわらず公権力の特権の行使に当たらないものは、行政裁判権ではなく司法裁判権に服する (詳しくは前述 III 1 参照)。国際スポーツ連盟でフランス国内に本拠を置くものも、法的性質は私法上の法人であってフランス法に基づく公役務の委任を受けているわけではないから、フランスの司法裁判権に服する。

また、スポーツ紛争で実際上大きな割合を占めるのは、契約上の紛争であるが、これも民事訴訟となる。とりわけ、近年では選手とクラブとの間の労働契約をめぐる紛争が増加

⁵⁶ 齋藤=荻村「前掲報告書」(注6)も参照。

⁵⁷ Simon *et al.*, *supra* note 23, p. 461 n° 623.

⁵⁸ 以下につき、Simon *et al.*, *supra* note 23, p. 548-549 n° 725.

しているという⁵⁹。さらに、民事上の損害賠償請求訴訟も司法裁判権の管轄である。

VI おわりに

以上の調査結果から知られるフランスにおけるスポーツ紛争解決の制度的枠組みの特質をやや抽象的にまとめると、次のようになるだろう。フランスにおいては、スポーツを担う組織が、競技者（ライセンス所持者）—スポーツ非営利社団・クラブスポーツ連盟という形で階層的なピラミッド構造をなしており⁶⁰、競技種目ごとに一つのスポーツ連盟に対し国家が公役務の委任をするという構成により、スポーツの公共性を国家が保証するとともに、その活動を統制する基盤を与えている。図式的にいうならば、ルソー流の一般意思を源泉とする公共性が一にして不可分の国家＝共和国に独占されており、行政活動すなわち公役務の運営は集権的に階層化された国家行政機構において担われるべきであり、個々の行政機関が与えられた権限に基づいて行動することで公役務の適正な執行が保証されるという大革命以来の伝統⁶¹が、スポーツの世界にも根を張っている、と考えることができるのではないだろうか。フランスにおける行政裁判は、こうした国家行政組織の権限秩序を保障する手段として機能していたから⁶²、スポーツ紛争の大部分が裁判所とりわけ行政裁判権の審判に服することも、こうしたフランス法的な文脈でよりよく理解することができるだろう。その半面で、スポーツ連盟や CNOSF における裁判外の紛争解決手続を整備し、これらの利用を訴訟提起の前置要件とすることで、スポーツの世界に特有の規範秩序と国家法秩序とのバランスをとろうとしていることも、銘記すべきであろう。

なお、フランスにおけるスポーツ紛争解決制度を、このような特殊フランス的な文脈で

⁵⁹ 2014年2月17日に行われたJeff Reymond氏(EU Athletes) への聴き取り調査による。

⁶⁰ Simon *et al.*, *supra* note 23, p. 14-16 n° 10. なお、CNOSFは、全競技種目を横断してフランスのスポーツ界を代表する位置づけが与えられているが、各競技種目には国内連盟の上に国際的なスポーツ連盟が位置することが通例であり、その役割分担や相互関係は単線的ではない。

⁶¹ 樋口陽一による著名な「ルソー＝ジャコバン型国家像」（「ルソー＝一般意思モデル」）と「トクヴィル＝アメリカ型国家像」（「トクヴィル＝多元主義モデル」）との対抗図式を想起せよ（樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会（1994年）51-66頁、同『憲法〔第3版〕』創文社（2007年）38-43頁）。樋口の問題提起を一つの座標軸として、大革命による中間団体の破壊から1901年のアソシアシオン法（非営利組合の結社の自由を認めた法律）の制定に至る過程を、公共概念の位相とも関連づけつつ法社会史的に分析するものとして、高村『前掲書』（注11）がある（1901年法の立法者は「アソシアシオンを私法上の契約と構成することで私的領域に位置づけ、均質でライクな「市民社会」にとっての脅威である修道会の監督・排除という役割を「国家」が積極的に演じることで、「公共res publica」は、「共和国République」こそが創り出すものであるという観念をなおも維持していた」（325頁））。樋口モデルについては、「ルソーとともにトクヴィルを」「ルソーの中にトクヴィルを」と説く大村『前掲書』（注11）184-186頁も参照。

⁶² 興津「前掲論文」（注5）。

のみ理解することは、適切ではないだろう。「はじめに」で述べたとおり、スポーツ紛争が特殊な部分社会の“コップの中の嵐”にすぎず、国家法秩序や国家裁判権が関与しないという日本の裁判実務が採る解釈は、少なくともヨーロッパの主要国ではすでに克服された論理であり、スポーツの世界にも一般市民社会に開かれた公共性や透明性を要求すべきであるという考え方は世界的な常識になっているというべきである⁶³。フランス法も、目的のレベルではこうした世界的な共通認識を共有しつつ、それを実現する手段として行政法や行政裁判を利用する点が、フランス以外の国から見て特殊と映るにすぎないと評価すべきであろう。

⁶³ 本章筆者は、2014年2月16日～21日にフランスで行った現地調査の際に、日本では、競技団体と選手との紛争は法律上の争訟ではないと考えられているため裁判所は受理しない、したがって競技団体が仲裁条項を受諾しておらず個別の仲裁合意も整わない場合には、選手には異議申立ての手段がない、また、スポーツ仲裁も仲裁法上の仲裁ではなく事実上の仲裁と考えられているので裁判所のコントロールも及ばない、というのが有力学説であると紹介したところ、フランス人のインタビュー相手はみな一様に驚いた反応を見せ、“日本は民主国家ではなかったのか” “日本の憲法には裁判を受ける権利は保障されていないのか”と真顔で尋ねられるという経験をした。